

2020年5月20日

さいたま市教育委員会
教育長 細田 眞由美 様

さいたま市教職員組合
執行委員長 大澤 博

新型コロナウイルス感染症から子どもと教職員のいのちと健康を守り 子どもの学びと成長・発達の機会を保障することを求める申し入れ

日頃より、さいたま市の子どもと教育のためにご尽力されていることに敬意を表します。現場では、子どもの学びの保障や心のケア、預かりの子どもたちへの支援、学校再開に向けた準備、また感染拡大防止のために、教職員が最大限の努力を重ねているところです。

さて、さいたま市が全市一斉に行っている動画配信について、現場には「もっと身近な先生が出て授業をしてくれるのかと思った」「子どもが理解できずやりたがらない」「接続できない」「これでやったことになるのか」という保護者からの不安や不満の声が多く届いています。また、わたしたち教職員も、教科書が使用できず、YouTubeへの顔出しの抵抗感をもち、意図や使われ方もわからぬまま作製するようにいわれた動画が、SNS上で大きな批判の的になっていることに、やり切れない思いでいっぱいです。さらに、現場では今までの預かりの子どもに加え、WEB環境の整っていない家庭の子どもの受け入れに、感染症防止のための措置を最大限に優先しながら日々対応に追われています。

休校中の学習が、動画配信を含め、履修扱いとするのか否か、共通理解も図られないまま行われている結果、学校によっては子どもがやり切れない量の課題が与えられ、家庭が悲鳴をあげています。

今月末、緊急事態宣言が解除され学校再開においても、休校延長であっても、子どもと教職員、その家族や地域住民のいのちと健康を守ることと同時に、子どもたちの居場所としての学校、学びと発達・成長の機会の保障がますます重要になっています。感染症対策を徹底し、教育条件を整備するためには市教委の全面的な支援が必要です。6月1日以降の学校再開または休校延長に備え、下記の事項について、市教委として格段のご配慮をお願いします。

記

- 1 引き続き、さいたま市や地域の感染症拡大・収束状況を冷静に分析し、子どもや教職員のいのちと健康を守るとともに、学習や発達、成長の機会の保障、子どもの心のケアや居場所や食事の確保などの観点から、学校再開や休校延長等の措置を決めること。また決めた際には、早めに学校に知らせ十分な準備期間を確保すること。専門家や教職員の意見、特に学校長からのヒアリングを丁寧に行い、トップダウンで一方向的に決定しないこと
- 2 感染症拡大防止と学校で感染者が発生した時のために、保健室対応や給食対応、授業対応、教育課程の編成については、下記のような事項について、十分な対策をとるとともに、できる限りの財政支援を行うよう、関係部署にはたらきかけること
 - ①保健室等の対応について
 - ア すべての学校に配置されている養護教諭に加えて、非常勤の養護教諭、もしくは資格のある看護師を配置すること。
 - イ 保健室では、感染症予防策および環境衛生の保持が可能な物資を確保すること
 - ウ 校内で具合が悪い子どもや教職員がいた場合に待機させる部屋を確保すること。部屋が確保できない場合には、校庭等に医療用テントを張って待機できるようにするなどして、環境整備を図ること
 - エ 子どもたちの心のケアのために、カウンセラーを常駐させること
 - オ さいたま市として、子どもと教職員のいのちと健康を守るために、「感染症拡大防止対策ガイドライン」を策定すること

②給食対応について

- ア 給食従事者に対して、市教委は、感染予防に対する財政支援や感染者が発生した場合の緊急対応について万全の体制を図るとともに、さいたま市としてわかりやすい実施指針を早急に示すこと
- イ 給食再開に際して、栄養職員・栄養教諭、調理員も含め、調理用の使い捨てマスク、消毒用アルコール、ペーパータオルを必ず確保しておくこと
- ウ 冷暖房のない夏休み期間中の給食実施は、食中毒・食品管理の問題や従事者の健康管理等の心配が懸念されることを十分考慮し、計画を示すこと
- エ 4月以降に持ち越した物資は、賞味期限が切れて使用不可能となっている問題が起こっているため、市教委の調査の基に財政補填を行うこと
- オ 給食関連の業者や生産者等に対する財政支援を行うよう関係部署にはたらきかけること
- カ 栄養報告書（文科省より来る提出物）は延期または中止すること

③学習対応、教育課程の編成等について

- ア 子どもの学習権の保障の観点から、休校中に配信された動画の視聴や学校から出された課題を**安易に履修済みの扱いにしたり評価の対象にしたりしないこと**。学期をまとめて評価することや**1学期の評価を見送ることなど、柔軟に対応すること**
- イ 子どもや教職員の過重な負担にならないよう、土曜授業を増やしたり、時数確保だけにとらわれたりすることがないように、子どもの実態に合わせ、教職員の意見を十分聞き、納得と合意の上で市教委として今後の方向性を示すこと
- ウ 子どもの個人的な学習状況による差が影響しないよう、子どもの実態に合わせて、新学習指導要領にある指導内容を大幅に精選して教育課程を編成して授業をすすめられるよう、国に対して要請するとともに、各学校の創意工夫、学校の教育課程編成権を尊重すること
- エ **授業を逼迫させる美術展覧会および大会・コンクールは中止にすること**
- オ 未履修が多くなり、個別学習の差が大きくなっていることが予想されることから、不平等にならないよう、公立高校および中高一貫校の入試について検討すること
- カ 休校延長をせざるを得ない場合に、学習の機会を保障するために、現場に丸投げするのではなく、子どもの家庭状況によって格差が生じることがないように、WEB環境やパソコン機器がない家庭への補助ができるよう、市として財政支援を拡充すること。WEB授業や双方向のやりとりができる授業等も有効であるが、教職員の過重負担にならないようにするとともに、十分な研修や環境がないまま安易に導入し、現場任せにすることがないようにすること。
- キ 未履修分の学習が多くなっている中、子どもたちの学習・生活を保障するために、また長時間過密労働を改善するためにも、様々な研修や研究指定、各種大会等をはじめとする教育施策等は、この機会に大幅に見直し、少なくとも今年度については削減、縮小すること。
- ク 子どもと教職員の負担を考えて、**すでにスタートしている計画訪問は即中止すること**

- 3 教職員の勤務について、時差勤務や自宅勤務、職専免の取り扱いについては、引き続き柔軟に適用するとともに、妊娠中や持病のある教職員の勤務については、特段の配慮をすること。**特に再開にあたっては、勤務時間を超える過重な労働にならないように配慮すること**
- 4 教職員の自宅勤務の報告書に添付する**成果物は強制しないこと**
- 5 子どもが放課後も安心して過ごせるよう、引き続き学童保育での物資や人的確保に向けた財政支援を行うこと。

以上